

きずな

NO. 193 2018- 7

こんにちは

日本共産党

中村れい子

市政報告です



発行：日本共産党高槻市議員団 市会議員・中村れい子 事務所／☎ 569-1114 高槻市別所中の町 3-7 ☎ 681-8480 自 宅／古首部町 2 丁目 15-8-606 ☎ 685-6686



大阪北部地震

6月18日の震度6弱の地震は高槻南部が震源地で、大きな被害がありました。2人の方が亡くなられ、小学校のブロック塀の倒壊による死亡事故は人災でした。寿栄小学校のブロック塀は、法定点検がされておらず、違法状態にありました。防災アドバイザーの方や保護者から危ないと指摘を受けていたものです。こういうことを二度と繰り返さないために、心に刻みががんばります。

18日の夕方寿栄小学校を訪問し、献花をしました。

小・中学校など公共施設のブロック塀の安全確保を

小・中学校29校でブロック塀を夏休みが終わるまでに撤去し、フェンスを仮設します。

もともと、約40年前にプールの目隠しに造られたものです。基礎部分とブロック塀の接

合部分の鉄筋の長さは30センチありませんでした。法律では鉄筋は基礎部分からブロックの最上部まで通すことになっていました。「控え壁」もなくまさに違法でした。

高槻市では他の公共施設のブロック塀を調査し、120センチを超えるブロック塀すべてを撤去する予定です。市内の公共施設は12カ所で「危険」、63カ所が「要注意」と判断

されました。高槻市は保育所や公民館、児童遊園、プールなど75施設のブロック塀を撤去します。

民間ブロック塀の安全確保に国が責任を

1978年の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊で18人の方が亡くなられ、ブロック塀の危険性が問題になっていました。子どもの通学路はもちろん、人が通る道沿いにある会社や民家のブロック塀の安全性も大事です。

せん。日本共産党の参議院での質問に、厚労省は「児童福祉施設、保育所のブロック塀の造り直しは、国の交付金で解体・撤去がで

る」としました。しかし、介護施設や障害者施設には制度がないため使えません。今後の課題です。

高槻市が

民間ブロック塀撤去へ補助

今度の地震でブロック塀にひびがいき、一部倒れている塀がありました。民家で撤去や改修する費用が出せない人がいます。政府は補助をするとしていますが、実施されていま

そういう中、高槻市では民間のブロック塀の撤去工事に補助することを決めました。道路に面した高さ80センチ以上のブロック塀撤去に対して20万円を限度として補助します。また、幹線通学路に面

している場合は、限度額を30万円にします。申請の受け付け開始時期は7月中頃になる予定です。



自宅に住むことが できなくなった方 の住宅の確保

避難されている方を中心に市営住宅、府営住宅、大阪府住宅供給公社などに借り住まいをして頂くことになりました。準備に約1ヶ月必要としており、入居はその後になるとしています。



市立寿栄小学校の倒壊したブロック塀

一部損壊への支援は必要



今回の地震は、一部損壊の被害が多く、大阪府下で約2万件以上、高槻市でも7000件を超えています。しかし、国や大阪府の制度は、全壊か半壊と認められなければ支援の制

度はありません。屋根瓦の葺き替えなどでは、程度によりますが、百万円単位の費用がかかります。自宅の一部が被害を受けても補助が必要です。国、大阪府に対して、一部損壊に補助をするよう要望しています。

自宅の修繕に耐震化工事の補助制度が利用できる場合が

屋根瓦の被害が多く、市の耐震化工事を請けたいという相談が寄せられ、7月3日の時点で、約50件の耐震診断の申請がありました。

1981年（昭和56年）5月31日以前に建てられた木造の戸建て住宅への、耐震化工事の市の補助は、大阪府の基準より15万円多く55万円補助されます。世帯の年間所得が

市の被害状況（7月3日午後2時現在）

全壊	3棟
半壊	6棟
一部損壊	7,000棟
罹災証明の受付	6,921件
現地調査件数	897件
発行件数	5,914件
ブルーシート	18,050枚
土のう配布数	4,250個
コン口配布数	5,600台
震災直後	
ガス供給停止	45,745戸
避難勧告	20世帯

- ・他に水道が多くの世帯で断水しました
- ・一部の小学校の給食棟が使用禁止に

り災証明を活用しましょう

【市民税関係】

災害で、固定資産に被害を受けた場合は減免があります。災害日以降に支払う分について、家屋や償却資産に10分の2以上の損害があれば程度に応じて減免を受けられる場合があります。

個人住民税も同じように、減免を受けられる場合があります。

【国民健康保険料・介護保険料の減免】

高槻市の国保、介護の減免要項では、保険料を負担することが困難であると認められるときは、保険料を減免することができるとなっています。市では、全国的に減免制度がある全壊・半壊以外の、一部損壊でも保険料の減免制度を独自に持っています。持ち家はもちろんですが、家財道具に被害があり生活再建が大変という理由から、借家でもり災証明があれば対象になります。

減免の期間は、最大で今年の6月分から2020年3月分まで半額にすることができ

減免基準（り災証明はどの要件でも必要）

要件	減免する保険料
半壊または、半壊以上	全額
一部損壊または、床上浸水	保険料の2分の1
上記より軽度な災害損失	保険料の5分の1



市会議員
中村れい子

市政相談日は
毎月、第2土曜日です

事前に必ず連絡を
ください



場所：中村れい子事務所 時間：朝10時～昼12時まで
別所中の町3-7 TEL 681-8480／自宅 TEL 685-6686